

# 看護質的統合法(KJ法)研究会 会則

## 第1条 (名称)

本会を、看護質的統合法(KJ法)研究会 (通称 N-KJ)と称する。

## 第2条 (目的)

本会は、看護学における質的統合法(KJ法)の確立により、会員相互の学術的研鑽を図り、看護学の発展に寄与することを目的とする。

## 第3条 (事業)

1. 研究集会の開催
2. 研究会誌、その他の刊行物の発行
3. 看護学分野における質的統合法(KJ法)指導者の育成
4. その他、本会の目的達成にあたり必要な諸事業

## 第4条 (会員)

看護学分野における質的統合法(KJ法)に関心をもつ研究者、教育者、実践家で、所定の手続きを済ませたものとする。

## 第5条 (入会)

本会に入会を希望するものは、入会申込書を事務局に提出し、会費を納入しなければならない。

## 第6条 (資格の喪失)

会員は、次の理由によりその資格を喪失する。

1. 退会を希望し、退会届を提出した場合
2. 年会費を3年間納付しなかったとき
3. その他

## 第7条 (資格の喪失者の再入会)

資格の喪失者の再入会の場合、資格喪失時に会費の未納があった場合は、未納分と入会年度の会費をあわせた分を納めるものとする。

## 第8条 (退会)

退会を希望するものは退会届を事務局に届けなければならない。その場合既納の会費は返却しない。

## 第9条 (役員)

1. 本会に下記の役員をおく。

会長	1名
世話人	若干名
監事	若干名
顧問	2名

2. 会長は、世話人の互選によって定められ、会を代表し会務を統括する。任期は 2 年とし再任を妨げない。
3. 世話人は、原則として会長が委託する。世話人は世話人会を構成し会務に関する事項を議決する。世話人会は年 1 回以上開催するものである。
4. 監事は、世話人会の議を経て会長が委託する。監事は会計監事に従事し、任期は 2 年とする。監事は会の運営に関して会長を補佐する。ただし再任は妨げない。
5. 顧問は、看護学分野における質的統合法(KJ 法)の提唱者を会長が委託し、指導者育成と研究集会のスーパーバイズを担う。

#### 第 10 条 (研究集会)

1. 研究集会開催のため、当番世話人をおく。
2. 当番世話人は、世話人会の議によって定める。

#### 第 11 条 (総会)

会長は、年一回総会を招集する。

#### 第 12 条 (知的財産)

本会から生じた著作権などの知的財産は、本会がこれを所有する。

#### 第 13 条 (経費)

本会の経費は会費および寄付金をもって、これにあてる。

#### 第 14 条 (会費)

会員は所属、住所、メールアドレスを登録し、年会費 (年 5,000 円) を納入するものとする。

#### 第 15 条 (会計)

本会の会計年度は、毎年 3 月 1 日より翌年 2 月末日とする。

#### 第 16 条 (会則変更)

本会則の変更は、世話人会の議を経て行うことができる。

#### 第 17 条 (本会の所在地および事務局)

本会の所在地および事務局連絡先を下記に置く。

〒565-0871 大阪府吹田市山田丘 1-7

大阪大学大学院医学系研究科保健学専攻

看護実践開発科学講座内 jimukyoku@n-kj.jp

#### 第 18 条 (附則)

1. 本会の会則は平成 21 年 3 月 15 日より施行する。
2. 本会の会則は平成 29 年 2 月 11 日より施行する。

3. 本会の会則は令和元年3月23日より施行する。
4. 本会の会則は令和3年3月20日より施行する。
5. 本会の会則は令和4年3月6日より施行する。
6. 本会の会則は令和7年3月24日より施行する。